

水稲モデルチェックリスト

取組分類	No.	区分	水稲GAPで取り組む項目	判断基準(例)	国ガイドライン取組事項		チェック欄
					法令義務	法令義務外	
食品安全を主な目的とする取組	1	ほ場環境の確認と衛生管理	ほ場や周辺環境、廃棄物、資材等からの汚染を防止する。	・汚水や生活排水がほ場に侵入しないことを確認する ・ほ場やハウスに廃棄物や不要な資材がないことを確認する		○	
	2	農薬の使用	農薬は適正に使用する	・農薬は作物に登録があるものを使用し、散布前にラベルの記載事項を確認する	○		
	3		防除器具の点検と洗浄を行う。	・防除器具は使用前に十分に点検し、使用後は十分に洗浄する		○	
	4		農薬散布の時はドリフトの防止対策を行う	・農薬を散布するときは周辺の作物の種類、生育ステージ、農薬散布状況を確認する ・農薬の散布は周辺のほ場にドリフトしないよう風が強くないときに行う ・農薬散布にはドリフト軽減ノズルを使用する	○		
	5	汚染土壌対策	カドミウム吸収抑制対策を行う	・カドミウムを吸収する恐れのある地域では、湛水管理等の吸収抑制対策を行う		○	
	6	収穫以降の農産物の管理	収穫物は清潔で衛生的に取り扱う	・収穫用容器や機械等は定期的に洗浄する ・収穫物運搬用車輛の荷台等は定期的に清掃する	○		
	7		異種穀粒、異物混入を防止する	・収穫・乾燥調整時には機械の清掃を徹底する		○	
環境保全を主な目的とする取組	8	農薬による環境負荷の低減対策	農薬は必要量だけ調製する	・農薬の使用残が生じないように、必要な量だけを計量して散布液を調製する		○	
	9		水田からの農薬流出を防止する	・農薬散布後の止水期間を守り、用水・河川に農薬が流出しないようにする		○	
	10		病害虫、雑草が発生しにくいようにする	・極端な早植え・遅植えや過剰な施肥を避ける ・耕種的防除(水管理・草刈り等)に努める		○	
	11		病害虫の発生状況を把握して防除を行う	・病害虫発生予察情報を活用し、適切な時期に防除を行う		○	
	12		農薬と他の方法を組み合わせた防除を行う	・抵抗性品種の利用・温湯消毒等を行う		○	
	13		周辺住民への農薬飛散を防止する	・周辺地に農薬が飛散しないよう、風の強さや風向きに注意する		○	
	14	肥料による環境負荷の低減対策	肥料を適切に使うため土壌診断を行う	・肥料の量と種類を決めるために、土壌診断(または培養液の分析)を行う(選択項目)		○	
	15		成分が明らかな完熟堆肥を使う	・堆肥は製造元が明らかな完熟ものを使用する		○	
	16		代掻き後の濁り水を流出させない	・肥料成分が河川を汚染しないよう、あぜ塗りや浅水での代掻きを行う		○	
	17	土壌の管理	堆肥等の有機物を施用する	・ほ場の土壌特性を把握し、持続的な土地利用のための土作りを行う		○	
	18		土壌の浸食を軽減する対策を実施する	・土壌流出を食い止めるために排水対策等を行っている		○	
	19	廃棄物の適正な処理・利用	廃棄物は適正に処理する	・使用済みプラスチック等の廃棄物は、地域の回収体制・方法に従って処理する	○		
	20		廃棄物は処理するまで適正に保管する	・使用済みプラスチック等の廃棄物は、不適切な焼却は行わず、回収に出すまで決められた場所に保管する	○		
21	作物残さ等の有機物を再利用する		・作物残さは適切に保管し、堆肥等に利用する		○		
22	エネルギーの削減対策	省エネルギーに努める	・施設や機械の使用において、不必要な燃料・電気使用を削減する		○		
23	鳥獣被害対策	鳥獣による被害防止対策を実施する	・ほ場や施設において、農作物に被害を及ぼす鳥獣を寄せ付けない対策を行う		○		

取組分類	No.	区分	水稻GAPで取り組む項目	判断基準(例)	国ガイドライン取組事項		チェック欄
					法令義務	法令義務外	
労働安全を主な目的とする取組	24	危険作業等の把握	危険な作業内容等を確認する	・農作業事故につながる恐れのある作業の種類や場所を確認し、危険箇所の改善を行う		○	
	25	農作業従事者の制限	危険を伴う作業の従事者を制限する	・体調が悪い作業者には、機械作業、高所作業、農薬散布作業を行わせない		○	
	26	服装及び保護具の着用等	防護衣・防護具を着用する	・農薬使用時に作業者は、農薬のラベルの指示に従って適切な防護衣・防護具を着用する ・農薬使用時以外においても、作業内容に応じた適切な服装を心がける		○	
	27	作業環境への対応	事故につながる恐れのある環境を改善する	・事故につながる恐れのある作業の種類や場所を確認し、危険箇所の改善を行う		○	
	28	機械等の点検・整備	作業用具・機械は定期的に点検・整備を行う	・作業用具・機械は取扱説明書に書いてあるとおりのメンテナンスを行い、記録を残す		○	
	29	機械等の利用	機械は適正に利用する	・機械・装置・器具は取扱説明書に従い正しく使用する		○	
	30	農薬・燃料等の管理	農薬は適切に管理する	・農薬は鍵がかかる保管庫で管理する ・毒物・劇物と普通物を区分して保管する ・保管庫内では農薬がこぼれて流出しないようにする	○		
	31		燃料は適切に管理する	・燃料の近くで火気を使用しない ・内容物に適した容器を用いる ・燃料タンク配管からの燃料漏れがないか確認する	○		
	32	施設の管理・運営体制の整備	乾燥調製・貯蔵施設を適切に管理する	・乾燥調製施設の利用規程や搬入計画を確認する ・貯蔵庫の清掃を行い、虫やネズミの侵入を確認する ・施設・機器類の点検・整備を行う ・施設の管理者はオペレーターとの間で責任分担を明確にして互いに確認している		○	
	33	事故後の備え	事故に備え、保険に加入する	・労災保険や必要に応じて傷害共済等の任意保険に加入する	○		
農業生産工程管理全般に係る取組	34	知的財産の保護・活用	農業者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用を行っている	・自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)について、保護・活用方法を定め文書化している		○	
	35		品種登録制度を守っている	・登録品種の種苗については、許諾を得て使用する	○		
	36	情報の記録・保管	ほ場台帳を整備する	・ほ場の位置、面積が記録された台帳を整備する		○	
	37		農薬の使用を記録する	・農薬を使用した場合は、散布場所・散布日・農薬名・散布量・散布方法・作業者等を記録する		○	
	38		肥料の使用を記録する	・肥料を使用した場合は、散布場所・散布日・肥料名・散布量・散布方法・作業者等を記録する		○	
	39		農薬、肥料、種子、資材等の購入履歴を把握する	・農薬、肥料、種子、資材等の購入伝票を保管する		○	
	40	特定米穀の保管・処理	米穀等の取引等に関する記録を保存する	・米穀等の取引に関する記録は、原則3年間保存する ・それ以外の記録は、取引先等からの求めに対応するために必要な期間保存する	○		
	41		用途限定米穀・食用不適米穀を適切に取り扱っている	・包装にその用途を示す表示がある ・その用途に確実に使用する事業者販売している ・他用途の米穀と区分して保管する ・票せんによる用途表示をする	○		
	42		用途限定米穀・食用不適米穀を適切に販売・処分している	・重金属・残留農薬・放射性物質の基準値を超えたものは、適切に処理している ・販売する際には包装容器に用途を表示している ・販売先との契約に他用途への転用禁止を定めている ・関係法令に留意して非食用として適切に処分している	○		
43	生産工程管理の実施	生産工程管理(GAP)に取り組む	・GAP手法の実践 ①農作業の点検項目を決定し(PLAN)、 ②点検項目に従い農作業を行い、記録し(DO)、 ③記録を点検・評価し、改善点を見出し(CHECK)、 ④改善できる部分を見直し、次回の作付けに活用する(ACTION)、という一連の流れに沿って生産工程管理に取り組む ・今回の栽培で実施できなかった項目について見直しを行い、改善について検討する		○		